

議案第42号

平成28年度基山町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度基山町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,339,604千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年11月11日提出

基山町長 松田 一也

平成28年11月11日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
13 国庫支出金		575,470	100,022	675,492
	2 国庫補助金	181,767	100,022	281,789
17 繰入金		379,363	21,000	400,363
	1 基金繰入金	378,900	21,000	399,900
20 町債		317,178	349,100	666,278
	1 町債	317,178	349,100	666,278
歳 入 合 計		5,869,482	470,122	6,339,604

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
義務教育施設整備 事業債	(千円) 336,600	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金及び地方公共団体金融機構 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合に より据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低 利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地方道路等整備 事業債	(千円) 34,800	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、町財政の都合に より据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは低 利債に借換えすることができる。	(千円) 47,300	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、町財政の都合に より据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは低 利債に借換えすることができる。